## <u>有効期間満了日 令和7年3月31日</u> 熊生環第774号 令和元年9月9日

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について(通達)

この度、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第24号。)、 警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則(令和元年国家公安委員会規則第4号。)及び警備員教育を行う者等を定める規程の一部を改正する規程(令和元年国家公安委員会規則告示第30号。)が制定され、公布の日(令和元年8月30日)から施行された。

今回の改正の趣旨、概要等は、別添警察庁通達「警備業法施行規則の一部を改正する 内閣府令等の施行について(通達)(令和元年8月30日付け警察庁丙生企発第22号) のとおりであるので、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

※ 警察庁通達「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について(通 達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。